

令和6年度第1回二宮町国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和6年8月27日(火)
13時00分～

場 所 町民センター 2B クラブ室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

- (1) 二宮町国民健康保険税条例の専決処分について
- (2) 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の概要について
- (3) 令和5年度二宮町国民健康保険特別会計決算(案)について
- (4) 令和6年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算第2号(案)について
- (5) 保険証の廃止について
- (6) 令和6年度二宮町国民健康保険特別会計資金状況について

4. その他

5. 閉 会

資料 1

二宮町国民健康保険税条例の一部改正について(専決処分)

地方税法施行令の一部が改正予定であるため、二宮町国民健康保険税条例においても下記のとおり改正を予定しているものです。なお、改正法令の公布は令和6年3月末頃で、施行は令和6年4月1日を予定しているため、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分において条例改正を行いたい。

条 例 名 二宮町国民健康保険税条例

施行予定 令和6年4月1日から施行

改正概要 改正条文及び改正内容

① 第3条 (課税額)

課税限度額の引き上げ

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げる。

	R05年度 (改正前)	R06年度 (改正予定)	増 加 予定額
第2項：基礎課税額（医療分）	65万円	65万円	—
第3項：後期高齢者支援金等課税額（支援金分）	22万円	24万円	2万円
第4項：介護納付金課税額（介護分）	17万円	17万円	—
合 計	104万円	106万円	2万円

② 第22条（国民健康保険税の減額）

軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円とし、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げる。

	改正	対象世帯
7割軽減	改正なし	43万円+10万円×（年金・給与所得者の人数-1）以下の世帯
5割軽減	R05年度	{43万円+10万円×（年金・給与所得者の人数-1）+29万円×（被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）} 以下
	R06年度	{43万円+10万円×（年金・給与所得者の人数-1）+29万5千円×（被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）} 以下
2割軽減	R05年度	{43万円+10万円×（年金・給与所得者の人数-1）+53万5千円×（被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）} 以下
	R06年度	{43万円+10万円×（年金・給与所得者の人数-1）+54万5千円×（被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）} 以下

改正理由

「令和6年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することが盛り込まれたことに伴い、条例の一部を改正する。

資料 2

二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の概要 (被保険者証廃止に伴う罰則規定の改正について)

目的: 令和6年12月2日施行の国民健康保険法の一部改正により、被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されることに伴い、本条例に必要な改正を行うものです。

内容: 罰則規定の改正
二宮町国民健康保険条例の罰則規定に定める国民健康保険法の届出等が、被保険者証の廃止に伴い、項番の変更等があるため、規定の整理を行うものです。

条文(改正前)

第10条 本町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項^①の規定による届出をせず、若しくは^②
は虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求^③
められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。

改正内容

- ①: 法改正により第9項(資格喪失に係る届出)が第5項に変わるため①を「第5項」に改める。
- ②: ②を「又は」に改める。
- ③: 法改正により第3項及び第4項の被保険者証返還に係る規定がなくなるため③を削る。

その他: 施行日は令和6年12月2日

令和5年度二宮町国民健康保険特別会計決算（案）



令和5年度国民健康保険特別会計決算見込

【歳入】

(単位 千円・%)

科 目	令和5年度		令和4年度		比較増減(a)-(b)	説 明
	決算見込額 (a)	構成比	決算額 (b)	構成比		
国民健康保険税	589,779	20.3	638,168	21.7	△ 48,389	現年度収納率95.02%、滞納繰越分17.76%
国庫支出金	36	0.0	8	0.0	28	マイナンバー制度周知、出産育児一時金に対する国庫補助金
県支出金	1,999,297	68.7	1,994,920	68.0	4,377	保険給付費等に必要な費用、市町村個別の状況に応じて交付
財産収入	1	0.0	1	0.0	0	基金利息
繰入金	256,204	8.8	214,166	7.3	42,038	一般会計繰入金、基金繰入金
繰越金	56,324	1.9	75,991	2.6	△ 19,667	前年度繰越金
その他	7,969	0.3	11,588	0.4	△ 3,619	諸収入
合 計	2,909,610	100.0	2,934,842	100.0	△ 25,232	対前年度比0.9%減

【歳出】

(単位 千円・%)

科 目	令和5年度		令和4年度		比較増減(a)-(b)	説 明
	決算見込額 (a)	構成比	決算額 (b)	構成比		
総務費	39,615	1.4	35,859	1.2	3,756	一般管理費、団体負担金、賦課徴収費、運営協議会費、趣旨普及費
保険給付費	1,963,763	68.6	1,964,453	68.2	△ 690	療養給付費、療養費、審査支払費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金
保険事業費納付金	824,540	28.8	779,806	27.1	44,734	県の算定方法に基づき算出された納付金
保健事業費	27,732	1.0	26,780	0.9	952	特定健診等事業費、保健衛生普及費
基金積立金	1	0.0	40,002	1.4	△ 40,001	基金積立金
公債費	0	0.0	18,800	0.7	△ 18,800	県が行う貸付事業から資金を借り入れたことに伴う返還金(R4完済)
諸支出金	6,263	0.2	12,818	0.4	△ 6,555	保険税還付金・還付加算金、一般会計繰出金
合 計	2,861,914	100.0	2,878,518	100.0	△ 16,604	対前年度比 0.6%減

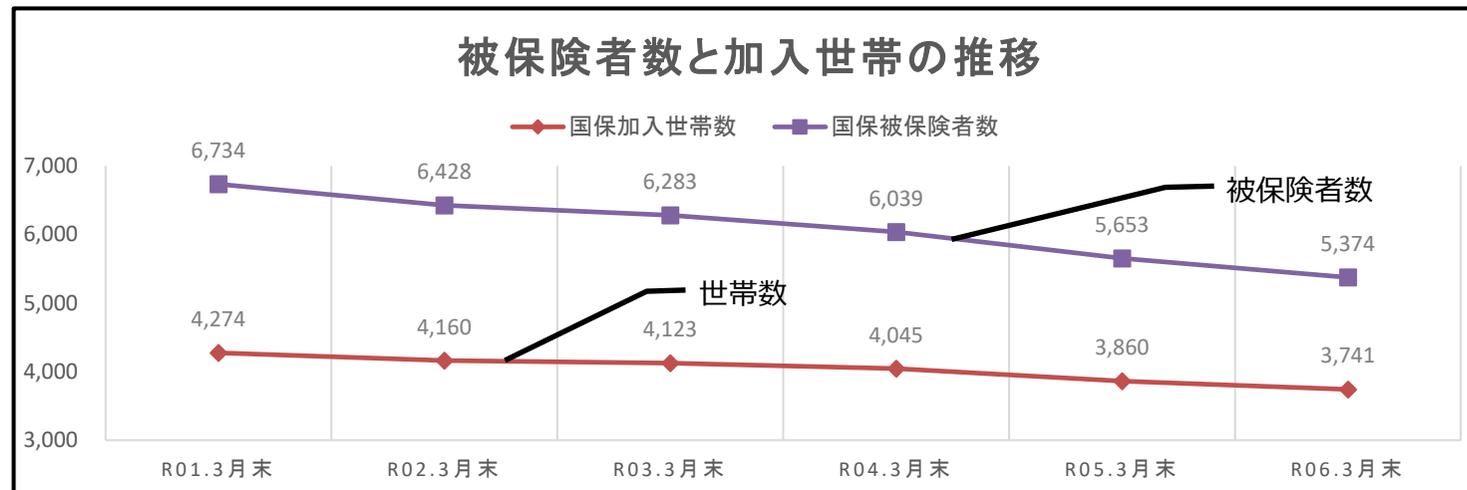
歳入歳出差引額 47,696千円

国民健康保険加入状況の推移

		R01.3月末	R02.3月末	R03.3月末	R04.3月末	R05.3月末	R06.3月末
世帯数	町内全世帯数	11,393	11,461	11,501	11,632	11,703	11,760
	国保加入世帯数	4,274	4,160	4,123	4,045	3,860	3,741
	世帯加入率	35.1%	37.5%	35.8%	34.8%	33.0%	31.8%
人口	町内人口	27,803	27,551	27,360	27,228	27,067	26,811
	国保被保険者数	6,734	6,428	6,283	6,039	5,653	5,374
	加入率	24.3%	24.2%	23.0%	22.2%	20.9%	20.0%
	前期高齢者数	3,434	3,218	3,160	3,077	2,821	2,654
	国保加入割合	51.0%	50.1%	50.3%	51.0%	49.9%	49.4%

※加入世帯数、被保険者数、前期高齢者数は国民健康保険事業報告書（事業年報）A表から抜粋。

※町内全世帯数、町内人口は二宮町毎月人口統計表から抜粋。



国民健康保険税収納率の推移

(1) 現年度分

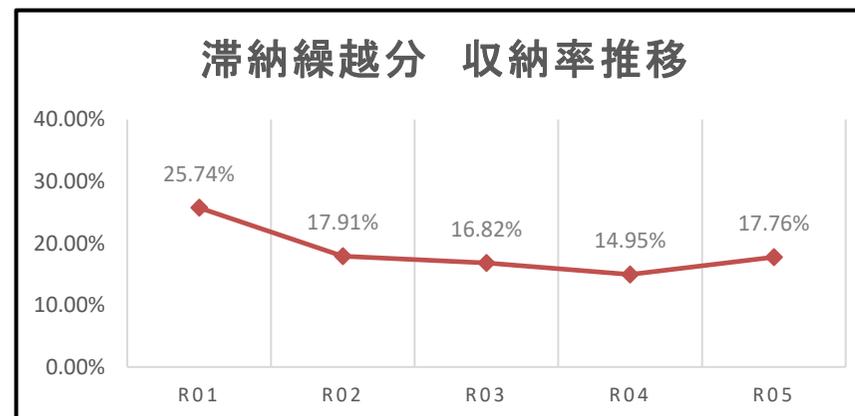
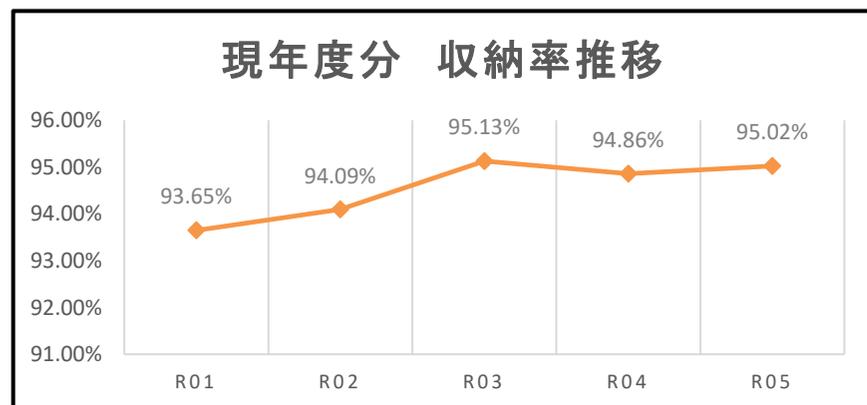
(各年度末) (単位：千円)

		R01	R02	R03	R04	R05
二宮町	調定額 (千円)	717,354	694,246	656,793	651,795	596,358
	収納額 (千円)	671,778	653,247	624,797	618,291	566,687
	収納率	93.65%	94.09%	95.13%	94.86%	95.02%
県内市町村平均収納率		93.37%	94.20%	94.59%	94.47%	94.65%
県内市町村における順位		15位/33市町村中	14位/33市町村中	10位/33市町村中	12位/33市町村中	11位/33市町村中

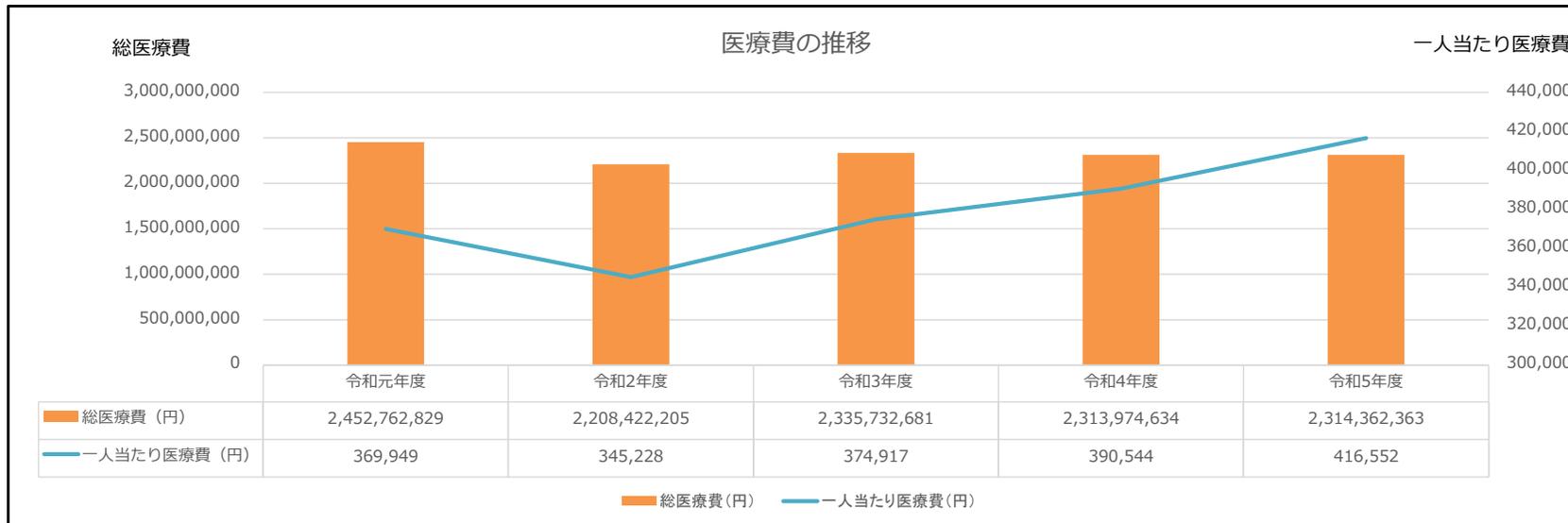
(2) 滞納繰越分

(各年度末) (単位：千円)

		R01	R02	R03	R04	R05
二宮町	調定額 (千円)	150,962	146,065	144,363	132,917	130,038
	収納額 (千円)	38,863	26,155	24,283	19,877	23,092
	収納率	25.74%	17.91%	16.82%	14.95%	17.76%

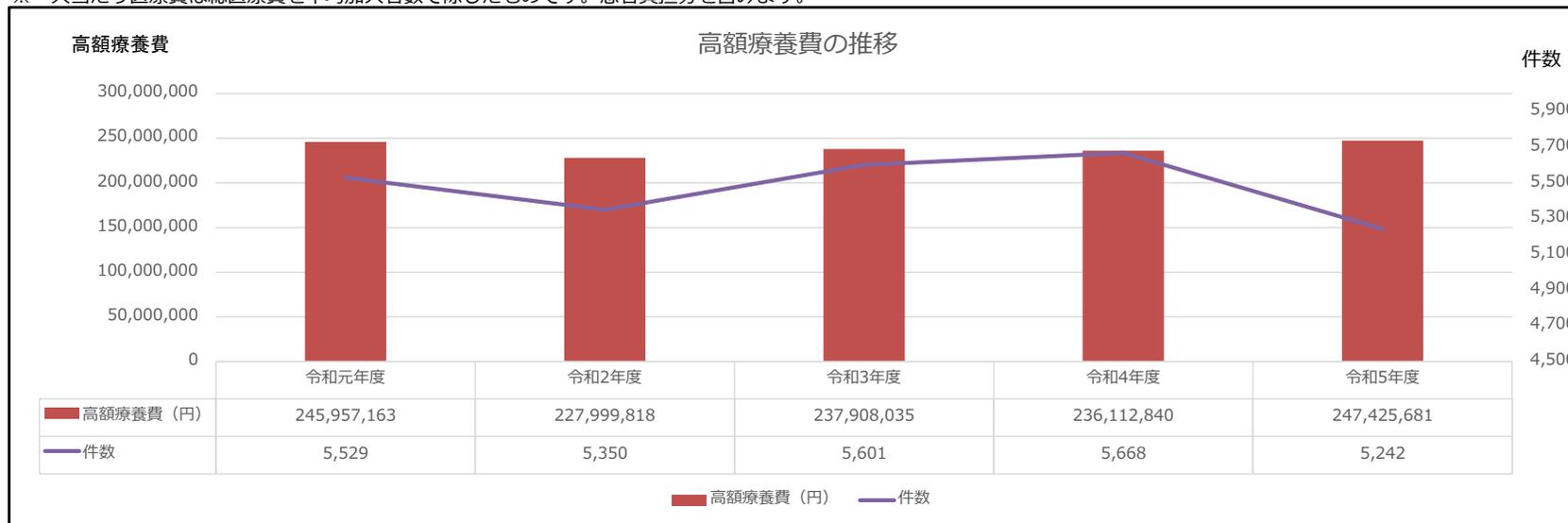


国民健康保険医療費の推移



※総医療費とは保険診療に係る費用の総額（10割）です。国民健康保険事業報告書（事業年報）C表から抜粋。

※一人当たり医療費は総医療費を平均加入者数で除したものです。患者負担分を含みます。



特定健康診査の状況

(各年度末)

		H30	R01	R02	R03	R04	R05
二宮町	対象者	5,571	5,346	5,231	5,204	5,003	4,652
	受診者	2,128	2,019	1,747	1,707	1,702	1,547
	受診率	38.2%	37.8%	33.4%	32.8%	34.0%	33.3%
県内市町村平均受診率		28.4%	28.8%	25.7%	28.3%	29.5%	30.4% (速報値)

※町集計値は受診者の実数で計上

特定保健指導の状況

(各年度末)

		H30	R01	R02	R03	R04	R05 (見込)
動機づけ 支援	対象者	139	122	111	103	110	86
	指導終了者	62	45	85	65	66	68
	指導率	44.6%	36.9%	76.6%	63.1%	60.0%	79.1%
県内市町村平均指導率		12.2%	13.3%	12.8%	12.3%	12.8%	未集計
積極的 支援	対象者	21	22	18	19	23	16
	指導終了者	5	7	13	11	19	11
	指導率	23.8%	31.8%	72.2%	57.9%	82.6%	68.8%
県内市町村平均指導率		5.0%	5.6%	6.6%	5.8%	7.1%	未集計

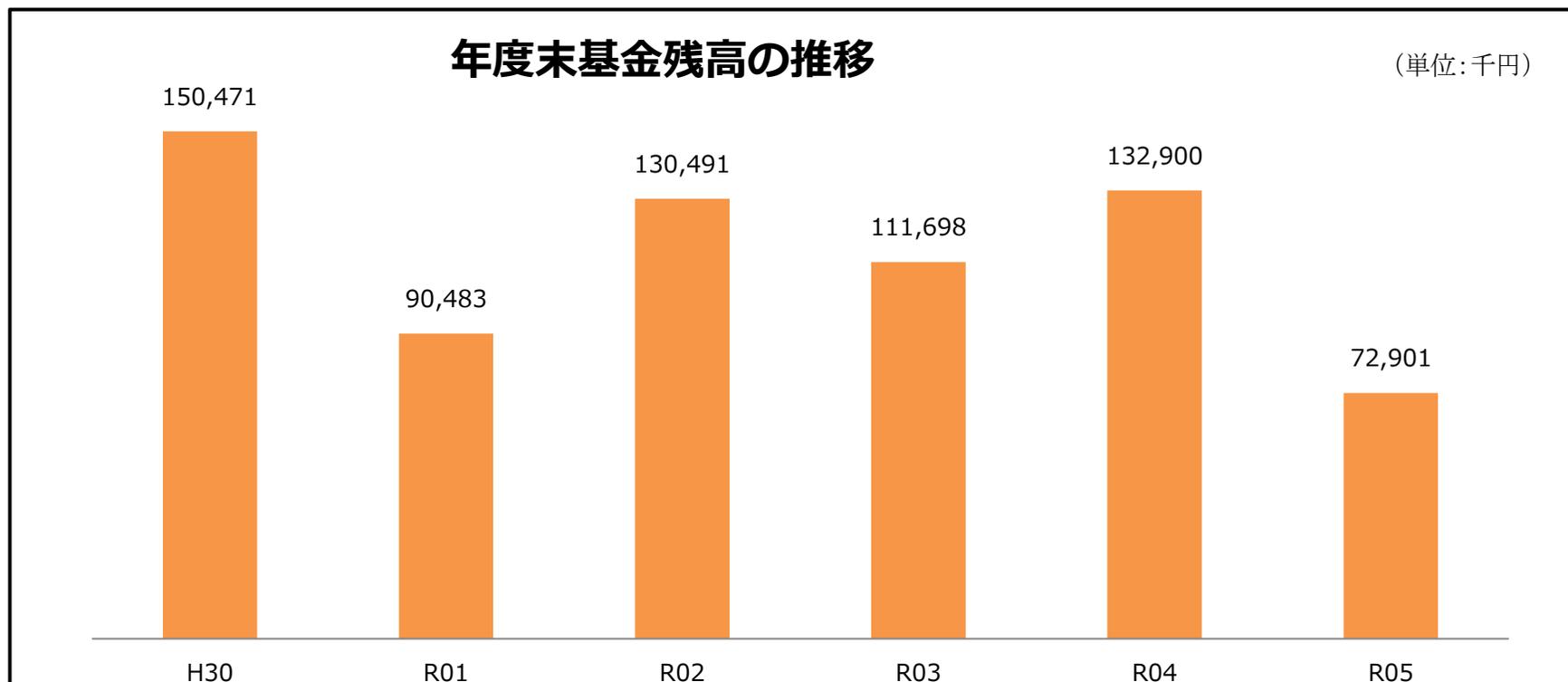
※町集計値には文書・電話指導を含む

ジェネリック普及率

	H30	R01	R02	R03	R04	R05
使用率(数量ベース)	70.1%	73.6%	76.0%	76.9%	78.4%	79.4%

国民健康保険財政調整基金の状況

単位	H30	R01	R02	R03	R04	R05
積立額 (千円)	50,008	11	40,008	7	40,002	1
取崩額 (千円)	0	60,000	0	18,800	18,800	60,000
年度末残高 (千円)	150,472	90,483	130,491	111,698	132,900	72,901



データヘルス計画に基づく保健事業の達成状況

～R5データヘルス計画評価指標

事業名	評価指標	目標値 (R5)	実績 (R5)
特定健康診査受診率向上事業	特定健康診査受診率	43.0%	34.9%
特定保健指導未利用者対策事業	特定保健指導実施率	60.0%	29.4%
重症化予防事業	保健指導利用率(HbA1c6.5%以上で医療機関未受診者)	30.0%	28.0%
	保健指導利用率(HbA1c6.0%以上6.5%未満で医療機関未受診者)	25.0%	21.0%
保健普及事業 (ジェネリック医薬品差額通知事業)	使用率(数量ベース)	80.0%	79.4%

R6～データヘルス計画評価指標

※特定健診受診率及び特定保健指導実施率は法定報告値

事業名	評価指標	目標値		
		R6	R7	R8
特定健康診査未受診者対策	特定健康診査受診率	36.0%	37.0%	37.5%
	特定健康診査受診率(40～49歳)	15.5%	15.6%	15.7%
特定保健指導未利用者対策	特定保健指導終了者率	30.0%	31.0%	32.0%
	特定保健指導対象者の減少率	44.0%	44.5%	45.0%
重症化予防事業(糖尿病)	HbA1c8.0%以上の者の人数	6人	5人	4人
	HbA1c8.0%以上の者の割合	0.4%	0.3%	0.3%
重症化予防事業(CKD)	特定健診未受診者で過去に糖尿病治療歴があり、現在治療中断している者の人数	60人	57人	55人
	特定健診未受診者で過去に糖尿病治療歴があり、現在治療中断している者の割合	1.4%	1.3%	1.2%
	新規透析患者数	0人	0人	0人
ジェネリック医薬品利用促進事業	後発医薬品使用割合(数量ベース)	80.0%	80.0%	80.0%
適正受診・適正服薬事業	適正受診・適正服薬の勧奨後に受診行動に変化が見られた者の割合	25.0%	25.0%	25.0%

資料 4

令和6年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算第2号（案）の概要

1. 補正予算額

歳入歳出ともに27,750千円の増額補正

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,798,309	27,750	2,826,059

2. 補正予算（案）のポイント

(単位：千円)

○歳入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県支出金 <ul style="list-style-type: none"> → 保険給付費と同額を増 55 ・ 繰越金 <ul style="list-style-type: none"> → 前年度繰越金（47,695千円）から 当初予算額（20,000千円）の差引額を増 27,695
●歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付費 <ul style="list-style-type: none"> 高額介護合算療養費 → 前年度分の支給が発生したことで支出が 当初の見込みより増えたことによる増 55 ・ 繰出金 <ul style="list-style-type: none"> → 令和5年度に一般会計から繰り入れた金額 6,057 の余剰分を一般会計に戻入するための増 ・ 予備費 <ul style="list-style-type: none"> 歳入額と歳出額の調整 21,638

3. 補正額内訳

歳入

(単位:千円)

款 項 目 節	予算現額 (補正前)	補正	補正後予算額	説明
4 県支出金	1,969,077	55	1,969,132	
1 県補助金	1,969,077	55	1,969,132	
1 保険給付費等交付金	1,969,077	55	1,969,132	
1 普通交付金	1,898,479	55	1,898,534	普通交付金 55
7 繰越金	20,000	27,695	47,695	
1 繰越金	20,000	27,695	47,695	
1 繰越金	20,000	27,695	47,695	
1 繰越金	20,000	27,695	47,695	前年度繰越金 27,695
歳入合計	2,798,309	27,750	2,826,059	

歳出

(単位:千円)

款 項 目 節	予算現額 (補正前)	補正額	補正後予算額	説明
2 保険給付費	1,907,597	55	1,907,652	
2 高額療養費	232,356	55	232,411	
2 高額介護合算療養費	300	55	355	
18 負担金、補助及び交付金	300	55	355	高額介護合算療養費 55
7 諸支出金	5,758	6,057	11,815	
2 繰出金	1	6,057	6,058	
1 一般会計繰出金	1	6,057	6,058	
27 繰出金	1	6,057	6,058	一般会計繰出金 6,057
8 予備費	5,283	21,638	26,921	予備費 21,638
歳出合計	2,798,309	27,750	2,826,059	

保険証の廃止について

概要

国から示されたマイナンバーカードと保険証の原則一体化の方針に基づき、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行することから、紙の保険証は令和6年12月2日から廃止となり、新規発行ができなくなります。

現在交付している保険証の取り扱い

75歳の年齢到達等で有効期限が短くなっている方を除き、現在交付中の保険証の有効期限は令和7年7月31日です。

廃止時点(令和6年12月2日)で発行済みの保険証は改正法の経過措置により、保険証に記載されている有効期限までは引き続き使用することができます。

今後のスケジュール

時期	項目	内容
令和6年12月2日～ (保険証廃止)	資格確認書交付	新規加入者の内、マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を交付
	資格情報のお知らせ交付	新規加入者の内、マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を交付
令和7年7月31日 (現行保険証有効期限)	資格確認書交付	マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を交付 ※申請不要
	資格情報のお知らせ交付	マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を交付 ※申請不要

○資格確認書とは

現在交付している保険証と同様の内容が記載された証。現在の保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、引き続き医療機関にて受診することができるもの。

○資格情報のお知らせとは

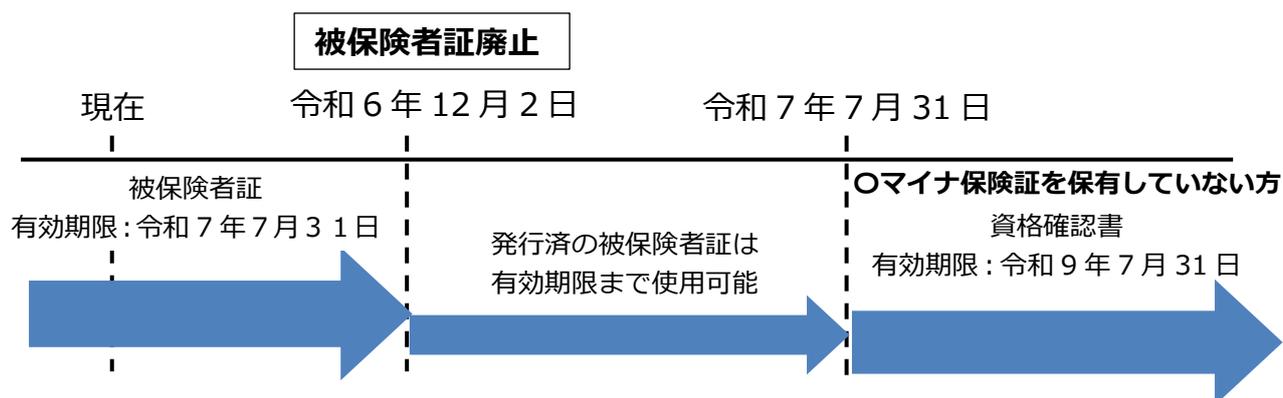
マイナ保険証を持っている方に交付する、ご自身の資格情報を簡易に確認ができ、マイナ保険証の読み取りができない場合にマイナンバーカードとともに医療機関に提示していただくもの。

保険証廃止に伴う広報スケジュール

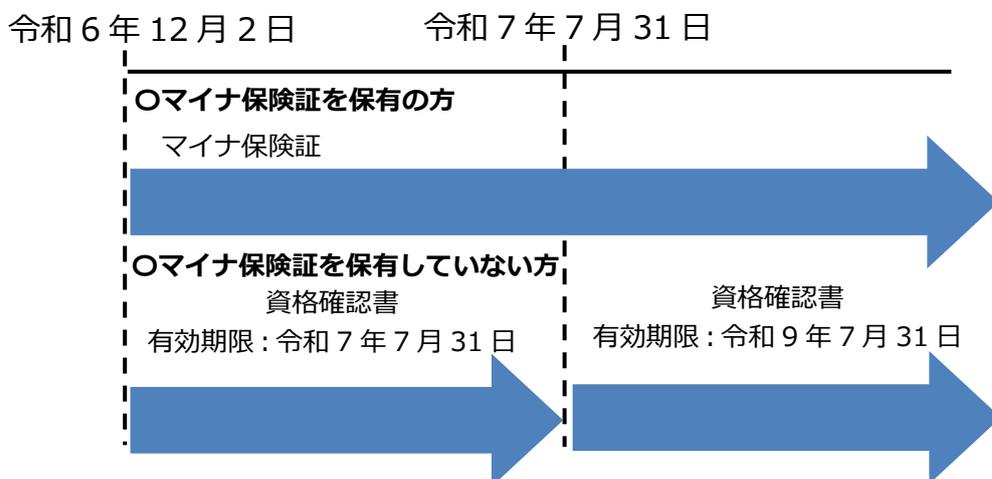
時期	内容
令和6年11月	広報にのみや11月号に保険証廃止について掲載
令和7年6月	保険税納税通知書に保険証の廃止についてのチラシを同封

被保険者証廃止のスケジュール

○令和6年12月1日までの資格取得届出者



○令和6年12月2日以降、資格取得届出者



令和 6 年度二宮町国民健康保険特別会計資金状況について

令和 6 年度保険税収納額の見込

① 予算時見込

項 目	収入見込
1.国民健康保険税（課税額 612,983 千円 × 収納率 94.69%）	580,434 千円
2.保険税軽減に係る繰入金	132,698 千円
合計	713,132 千円

② 令和 6 年 5 月当初賦課時点

項 目	収入見込
1.国民健康保険税（課税額 624,599 千円 × 収納率 94.69%）	591,433 千円
2.保険税軽減に係る繰入金	130,888 千円
合計	722,321 千円

③ 予算時見込みと当初賦課時点の差

$$\text{②} - \text{①} = \underline{\underline{9,189 \text{ 千円}}}$$

※当初賦課時点での課税額では予算時の見込みを上回り、予定通りの収入が見込まれる状況です。

しかし、今後社会保険の適用拡大(令和 6 年 10 月から)による被保険者数の減少で課税額が下がることが懸念されます。

基金の取崩しについて

当初予算では基金の取崩しを 1,000 万円計上していますが、当初賦課時点の課税額では取崩しなく運営できる見込みです。

しかし、社会保険の適用拡大などで保険税の収納額が減ることも考えられるため、今後の資金状況を随時確認し、状況に応じて基金の取崩しを検討していきます。

① 令和 6 年度当初基金残高：7,290 万円

② 令和 6 年度予算計上額：1,000 万円